

事務連絡  
平成16年8月30日

日本赤十字社事業局 御中

厚生労働省医薬食品局血液対策課

献血による健康被害の実態等の報告について（依頼）

血液事業の推進にご努力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、医薬食品局では「献血による健康被害救済のあり方に関する懇談会」を設置し、当該救済についての制度的な検討を行うこととしたところです。つきましては、第1回の検討会を9月下旬に開催することを予定しておりますので、検討会での議論を円滑に行うため、下記の事項についての資料を作成いただき、平成16年9月17日までに当課あて提出いただきますようお願いいたします。

なお、資料の作成にあたっては、供血者、患者及び医療機関の名称等が特定できる情報を記載しないよう、個人情報及び法人情報の保護に特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 献血に伴い生じた事故及び救済の実態について

- (1) 過去5年間の年別発生件数、発生率（全国及び支部別）
- (2) 上記(1)のうち医療業務賠償責任保険等の賠償の対象となった件数及び事故の内容並びに賠償の額（年別の総額）
- (3) 上記(1)のうち献血者事故見舞金の対象となった件数（追加贈呈の件数は除く。）及び事故の内容並びに補償等の額（年別の総額）
- (4) 上記(1)のうち医療業務賠償責任保険等の賠償のみならず献血者事故見舞金の対象となった件数及び事故の内容並びにその理由
- (5) 上記(1)のうち又はそれ以外で、医療業務賠償責任保険等及び献血者事故見舞金以外の給付を行った件数（(1)の外数であればその旨記載すること。）及び事故の内容並びに額（年別の総額）
- (6) 上記(2)、(3)及び(4)以外の事故について事故時の対応（事故の内容に応じて具体例を記載すること。）

2. 現在日本赤十字社が実施している献血者事故見舞金等による補償の仕組みについて（以下の点を考慮して必要な資料を添付すること。）

- (1) 見舞金の対象範囲（医療業務賠償責任保険等に対応する際の区別及び保険・見舞金の対象とならない事故との区別を含む。）
- (2) 被害者の見舞金請求の方法
- (3) 見舞金支払いに係る判定の仕組み（判定機関、判定者、判定の手順・方法、判定期間）
- (4) 見舞金確保の方法
- (5) 見舞金及び医療業務賠償責任保険等以外の枠組みで対応している健康（事故）被害、見舞金の特例等の事例
- (6) 平成16年4月における献血者事故見舞金の積立額又は支出可能額（本社及び支社部分）

### 3. 過去5年間の献血者事故見舞金の運用実態

- (1) 下記見舞金ごとの支払い対象件数及びその割合
  - ・ 傷病見舞金（療養期間ごとに記載すること）
  - ・ 障害見舞金（障害等級ごとに記載すること）
  - ・ 遺族見舞金
- (2) 下記見舞金ごとのそれを支払った事故の内容（重篤性等）及び賠償・補償の別
  - ・ 傷病見舞金
  - ・ 障害見舞金
  - ・ 遺族見舞金
- (3) 下記見舞金ごとに見舞金追加贈呈を受けた人数、件数、年別総額及び追加贈呈の理由
  - ・ 傷病見舞金
  - ・ 障害見舞金
  - ・ 遺族見舞金
- (4) 見舞金の贈呈の特例を受けた件数及び特例の理由

### 4. 献血者事故見舞金の判定基準及び判定事例

- (1) 因果関係又は蓋然性の評価方法
- (2) 判定困難な被害（事故）の内容及びその対応
- (3) 判定に係る公平性確保の方法（療養期間、障害等級の判定方法、見舞金の贈呈の特例の判定方法、保険金・見舞金の対象とならない事故の区別方法等を含む。）

### 5. 日本赤十字社が現在把握している諸外国の献血後被害の補償制度の実例

血管第267号

平成16年9月17日

厚生労働省医薬食品局血液対策課長 様

日本赤十字社 事業局長

献血による健康被害の実態報告について（回答）

平成16年8月30日付事務連絡をもって依頼のありました標記の件については、下記のとおり回答いたします。

記

1. 採血副作用の予防について(P1～)
2. 採血副作用について(P3～)
3. 採血副作用の発生件数について(P7～)
4. 採血副作用にかかる救済措置について(P8～)
5. 採血副作用により医療費等支出した件数について(P17～)
6. 献血者事故見舞金の判定等について(P18～)

(参考)採血副作用又は事故の対応にかかるガイドライン